

# 総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成30年4月17日(火) 午前9時00分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 11名中10名出席し、その氏名は次のとおり

太 田 修	尾 上 昭 則	野 田 稔	由 喜 門 尊
藤 原 由 果	木 下 泉	石 黒 五 月	大 森 茂 利
久 山 英 之	藤 澤 美 芳		

欠席委員

大 内 美智子

4. 農地利用最適化推進委員

山 本 満 政	松 本 英 樹	山 本 和 博	松 尾 頼 男
山 崎 徹	立 岡 元	大 森 一 廣	岡 崎 浩
田 中 伸 五	梶 原 太 郎	原 田 敏 一	三 浦 義 弘
鷹 取 美 春	大 森 幹 男	藤 原 和 正	射 越 誠 一
山 本 祐 章	茂 成 和 延		

欠席委員

服 部 千 敏 福 池 正 美

5. 議事に参与した者

事務局長 難波 彰生

事務局 蒲 直之

事務局 久山 貴史

6. 議事内容

報告事項 農地法許可に係る専決処分について

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第5条許可申請について

第3号議案 農地転用事業計画変更申請承認について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について  
(利用権設定・所有権移転)

その他 農地利用状況調査結果の概要について

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

- 事務局長 開会を宣言する（午前9時00分）  
定刻となりましたので、これより平成30年度瀬戸内市農業委員会、第1回の総会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、年度初めということで武久市長よりごあいさつを申し上げます。
- 市長 おはようございます。今日は平成30年度の初めての総会ということで、たくさんの委員さんにご出席いただきましてありがとうございます。木下会長をはじめとした農業委員会の皆さまにおかれましては、日頃から農地の適正化・農業の振興にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。これからの瀬戸内市にとって、農業の振興についてどのように考えていくかということですが、耕作放棄地対策、有害鳥獣の問題、担い手不足・育成、など様々な課題があるかと思いますが、より一層力を入れていかなければならないと感じています。瀬戸内市振興公社については、旧町の頃より農作業受託など瀬戸内市の農業振興に力を注いでまいりました。この2年間事務局長が不在となっていました。この4月から事務局長を迎え新たな体制となりました。将来的には、先ほど挙げた課題に対し、振興公社として何か役割を担っていきたいと考えています。そうした中で地域のリーダーとされている皆さまには、ご助言をいただきながら、共に地域の農業の在り方について考えていけるような体制を作っていきたいと考えています。まだまだ課題は山積みですが、皆さまのお力添えをいただきながら我々も一生懸命取り組んでまいりたいと思いますので、今後とも引き続きよろしく願いいたします。
- 事務局長 ありがとうございます。市長は公務のため、ここで退席とさせていただきます。次に4月の人事異動によって事務局にも異動がありましたので紹介させていただきます。  
（事務局紹介、挨拶）  
次に木下会長よりごあいさつを申し上げます。
- 議長（会長） おはようございます。このところ暖かい日が増えてきましたが、平成30年度第1回目ということで皆さまには大変お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。事務局も新しい体制になりました。よろしく願います。農地法も国会の様々な話題に隠れてしまっていますが改正が行われています。今後我々農業委員会の業務が増え負担も大きくなっていくことも考えられます。一緒になって頑張っていきましょう。それでは本日もよろしく願います。
- 事務局長 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち10名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。な

- お、大内委員からは欠席の届出があったことを申し添えます。以降の議事の進行につきましては木下会長よろしく申し上げます。
- 議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに由喜門委員、藤原委員、よろしく申し上げます。早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。最初に、報告事項、農地法許可に係る専決処分について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、本日の議案の説明に入らせて頂きます。  
議案資料1 ページをご覧ください。農地法許可に係る専決処分についてでございます。前回の総会の際に口頭では説明させていただきましたが、平成29年度瀬戸内市農業委員会第11回総会で農地転用許可と議決されました、株式会社福田鉄工による農地法第5条許可申請につきまして、転用面積が3,000㎡を超えておりましたので、岡山県農業会議に諮問したところ、3月14日付けで許可が適当である旨の意見答申を受けましたので、同日付けで許可しておりますことを報告したものとなっております。  
以上で事務局からの説明を終わります。
- 議長 はい、ありがとうございました。ただ今の報告事項につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。  
(意見なし)
- 議長 それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、報告承認とさせていただきます。  
それでは続きまして第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案資料の2頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。  
【1番案件】  
譲受人「牛窓町長浜■■■■■ ■■■」。譲渡人「牛窓町長浜■■■■■ ■■■」。農地の所在地は「牛窓町長浜3685」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は704㎡。譲受人の農地までの距離は200m。耕作面積は5,636㎡となっております。家族数、耕作者数は2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■万円となっております。  
第2項第1号について、譲受人の「■■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■■■」さんが譲渡人の「■■■■」さんから借り受けて「畑」として耕作しており、今後も引き続き、譲受人の「■■■■」さんが「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の松尾委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 【2番案件】

譲受人「邑久町福中■■ ■■■■ ■ ■■■」。譲渡人「邑久町山田庄■■ ■■■■ ■ ■■■」。農地の所在地は「邑久町福元357-1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は1,955㎡。譲受人の農地までの距離は800m。耕作面積は514,760㎡です。家族数は7名、耕作者数は3名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■■■」さんが譲渡人の「■■■■」さんから申請地を借り受けて、「田」として耕作しており、今後も同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の大森委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

### 【3番案件】

譲受人「邑久町本庄■■ ■■■■ ■■■■」。譲渡人「倉敷市老松町五丁目■■ ■■■■ ■■■■」。農地の所在地は「邑久町尻海351-1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は698㎡。譲受人の農地までの距離は3,600m。耕作面積は106,495.67㎡です。家族数、耕作者数はいずれも1名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■■■」さんが譲渡人の「■■■■」さんから申請地を借り受けて、「田」として耕作しており、今後も同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の三浦委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

### 【4番案件】

譲受人「長船町東須恵■■ ■■■■■ ■ ■■■」。譲渡人「長船町東須恵■■ ■■■■■ ■ ■■■」。農地の所在地は「長船町飯井151番地1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は2,626㎡。譲受人の農地までの距離は900m。耕作面積は17,148㎡です。家族数は3名、耕作者数は2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■■」さんが「田」として管理・耕作しており、譲受人の「■■■■■」さんも同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の福池委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

#### 【5番案件】

譲受人「倉敷市中庄■■ ■■■■■ ■ ■■■」。譲渡人「長船町飯井■■ ■■■■■ ■ ■■■」。農地の所在地は「長船町飯井1521」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は616㎡。「長船町飯井1522-2」登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は86㎡。譲受人の農地までの距離は1,000m。耕作面積は48,684.46㎡です。家族数は3名、耕作者数は1名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、

農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■」さんが「田」及び「畑」として耕作しており、譲受人の「■■■■」さんも同様に「田」及び「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の福池委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

#### 【6番案件】

譲受人「長船町磯上■■■ ■■■■■ ■ ■■■」。譲渡人「邑久町尾張■■ ■■■■■ ■ ■■■」。農地の所在地は「長船町土師4 1 1-4」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は271㎡。譲受人の農地までの距離は4,000m。耕作面積は8,667㎡です。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■」さんが「田」として管理・耕作しており、譲受人の「■■■■」さんも同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の射越委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

#### 【7番案件】

譲受人「長船町服部■■ ■■■■ ■ ■■■」。譲渡人「長船町土師■■ ■■■■ ■ ■■■」。農地の所在地は「長船町土師902-1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は1,941㎡。

「長船町土師904-1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は1,284㎡。「長船町土師905-1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は1,389㎡。譲受人の農地までの距離は800m。耕作面積は25,082.3㎡です。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■」さんが「田」として耕作しており、譲受人の「■■■■」さんも同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の射越委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。



## 【 8 番案件】

譲受人「長船町八日市■■ ■■■■ ■ ■■■」。譲渡人「埼玉県所沢市■■ ■■■■ ■ ■■■」。農地の所在地は「長船町八日市 2 9」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は 1,060 ㎡。

「長船町八日市 3 0 - 1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は 1,215 ㎡。「長船町八日市 3 9 - 1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は 920 ㎡。「長船町八日市 1 3 3 - 1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は 1,432 ㎡。「長船町八日市 1 4 6 - 1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は 1,010 ㎡。「長船町八日市 2 3 7」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は 180 ㎡。「長船町八日市 2 4 5 - 1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は 490 ㎡。「長船町八日市 3 3 1 - 1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は 1,380 ㎡。「長船町八日市 3 4 2 - 1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は 782 ㎡。「長船町八日市 4 0 4 - 2」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は 130 ㎡。譲受人の農地までの距離は 500m。耕作面積は 951 ㎡です。家族数、耕作者数はいずれも 1 名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので 10a あたり ■ 万円となっております。第 2 項第 1 号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 項第 2 号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第 2 項第 3 号について、信託ではないので適用はありません。

第 2 項第 4 号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第 2 項第 5 号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第 2 項第 6 号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第 2 項第 7 号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■」さんが「田」として管理・耕作しており、譲受人の「■■■■」さんも同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の山本委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

- 以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、松尾委員さん、お願いします。
- 松 尾 委 員 この農地は、元々譲受人の■■さんが譲渡人の■■さんから借りて耕作しておりまして、この度譲受人さんから申し入れを行い売買が成立しました。特に問題はないと思われますのでよろしく申し上げます。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続いての2番案件について、大森委員さん、お願いします。
- 大 森 委 員 譲受人の■■さんが譲渡人の■■さんに買いたいという申し入れをして売買に至ったものです。今も■■さんがここを借りて耕作しているので特に問題はないと思います。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続いての3番案件について、担当委員さん、三浦委員さん、お願いします。
- 三 浦 委 員 譲渡人の■■さんですが、この農地は相続によって最近取得されています。本人は農業をしないということで相続前から耕作していた譲受人の■■さんと売買の話がまとまりました。問題ないと思われるので、よろしく申し上げます。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続いての4番、5番案件について、担当の福池委員さんが欠席ですので事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 福池委員が欠席ということなので、事務局の方で代わりに説明させていただきます。まず4番案件についてですが、申請地は譲渡人■■さんが昨年相続により取得したものです。本人は農業をしていく予定はなく、申請地の両脇の農地を所有している譲受人の■■さんとの間で売買が成立したものです。続いて5番案件についてですが、譲受人の■■さんは祖父と農業を営んでおり、今後増反していきたいと考えているようです。昨年申請地の隣地の畑9筆を取得していることもあり、譲渡人の■■さんとの間で話がまとまったものです。担当の福池委員からもそれぞれ特に問題はないということ聞いております。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続いての6番、7番案件について、射越委員さん、お願いします。
- 射 越 委 員 まず、6番案件ですが、譲渡人の■■さんから譲受人の■■さんに譲渡する話がまとまりました。特に問題はありません。7番案件については、譲渡人の■■さんの希望により、隣で農業をしている■■さんに譲渡することになりました。こちらも特に問題はないと思われます。ご検討のほどお願いします。

- 議 長 はい、ありがとうございました。続いて最後の8番案件について、山本委員さん、お願いします。
- 山本委員 譲渡人は先日父が亡くなって相続によりこの農地を取得していますが、埼玉県に住んでいますので耕作も管理もできないということから叔父である譲受人の■■■さんに譲渡することになりました。■■■さんの耕作面積は少ないですが、適正な管理・耕作が見込まれますので、よろしくをお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。以上で担当委員さんからの意見は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。  
(意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。  
ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。  
(賛成者挙手)
- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。  
続きまして第2号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは議案資料3頁目をご覧ください。農地法第5条許可申請についてご説明いたします。

#### 【1番案件】

譲受人「倉敷市東塚五丁目五丁目18番13号 建設業 光耀株式会社 代表取締役 森 徹」。譲渡人「邑久町豆田■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町豆田976」。地目は「畑」。面積は2,190㎡。転用目的は「貸露天資材置場」。施設の概要は「資材置場2,190㎡」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は普通畑となっております。資金は借入金が■万円となっております。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので、10aあたり■万円となっております。また、農用地区域外農地で、この案件は開発協議申請中となっております。場所につきましては、資料7ページをご覧ください。旭東自動車教習所から北へ約200mのところの位置しております。

#### 【2番案件】

借人「岡山市中区清水■■■ ■■■ ■■■■■」。貸人「邑久町福元■■■ ■■■ ■■■■■」。土地の所在地は「邑久町福元419-4」。地目は「田」。面積は167㎡。転用目的は「自己住宅」。施設の概要は「木造2階建1棟116.87㎡」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米480kgとなっております。資金は借入金が■万円。隣地への被害はありません。なお、使用貸借権設定による

もので10aあたり無償となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料8ページをご覧ください。福田保育園から西へ約500mのところに位置しております。

#### 【3番案件】

譲受人 持ち分2分の1「岡山市南区大福■■■■■■」。譲受人 持ち分2分の1「岡山市北区津島東二丁目3番5-1号 不動産 有限会社サマー興産 代表取締役 瀬戸 昭次」。譲渡人「岡山市北区東島田町二丁目■■■■■■」。土地の所在地は「長船町福里184-13」。地目は「田」。面積は100㎡。転用目的は「道路」。施設の概要も「道路100㎡」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米480kgとなっております。資金は自己資金が■万円。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料9ページをご覧ください。長船町公民館から北へ約400m、また、JA長船カントリーエレベーターから西へ約100mのところに位置しております。

#### 【4番案件】

譲受人 持ち分2分の1「長船町土師■■■■」。譲受人 持ち分2分の1「同地番■■■■」。譲渡人「邑久町尾張■■■■」。土地の所在地は「長船町土師411-1」。地目は「田」。面積は496㎡。転用目的は「自己住宅」。施設の概要は「木造平屋建1棟111.79㎡」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は借入金■万円。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料10ページをご覧ください。JR長船駅から南東へ約400m、東は香登川に面したところに位置しております。以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。まず、1番、2番案件について、大森委員さん、お願いします。

大 森 委 員 1番案件についてですが、譲受人の光耀株式会社が運営している貸露天資材置場が農道を挟んで隣接しており、事業拡大のためここが適地であったということです。所有者とも話がまとまっていますし特に問題はないと思われま。

2番案件についてですが、譲受人の■■■さんの妻が譲渡人の娘ということで娘夫婦の住居を建築しようとするものです。農業の手伝いもしていくということで特に問題はないと思います。

- 議 長 はい、ありがとうございます。続いての3番、4番案件について、射越委員さん、お願いします。
- 射 越 委 員 3番案件についてですが、資料の9頁目を見ていただきたいのですが、公衆用道路と宅地の間に挟まれた農地として、今後宅地に住居を建てるために道路が必要ということです。
- 4番案件についてですが、譲受人の■■さんが住居を建てたいということで譲渡人の■■さんと話がまとまったものです。排水先等も確認しましたが、特に問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの第3号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。
- 第2号議案農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。
- 続きまして、第3号議案、農地転用事業計画変更申請承認についてということで、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは議案資料4頁目をご覧ください。第3号議案農地転用事業計画変更申請承認についてご説明いたします。
- 申請人「邑久町尾張300番地1 瀬戸内市長 武久 顕也」。相手方「邑久町山田庄■■ ■■ ■■■■」。土地の所在地は「邑久町山田庄836-1」及び「邑久町山田庄837-1」。地目は「田」。農地区分は「農振農用地」となっております。当初の事業計画は、転用面積2,059㎡。転用目的「露天駐車場」。転用期間は「平成28年6月1日から平成30年5月31日まで」となっておりますが、変更事業計画では、転用期間を1年間延長し、「平成28年6月1日から平成31年5月31日まで」となっております。変更理由は、「瀬戸内市民病院建設工事に伴い工事期間中の職員用仮駐車場を整備したものであるが、建物及び外構工事が遅延したことで、職員用駐車場の整備が遅れているため、一時転用期間を1年間延長するもの」となっております。なお、当初許可年月日は「平成28年5月17日」となっております。以上で事務局からの説明を終わります。
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、担当の立岡委員さん、説明をお願いします。

- 立岡委員    こちらの案件については、事務局側から説明があったとおりで、市民病院を建てる間の職員用駐車場のために一時転用しているものです。工事が遅延しているための期間延長ですのでやむを得ないと思われれます。
- 議 長       はい、ただ今の第3号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。
- 第3号議案農地転用事業計画変更申請承認について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- 議 長       はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。
- 続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定・所有権移転)ということで、事務局の説明をお願いします。
- 事務局      それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料5頁目をご覧ください。
- 【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】
- 議 長       はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- 議 長       ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とさせて頂きます。
- それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。
- 事務局      その他事項としまして、事務局から説明させていただきます。お手元に追加資料を配布しています。まず、農地利用状況調査結果の概要についてでございます。
- (農地利用状況調査結果の概要について説明)
- 次に、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてでございます。
- (平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明)
- 次に、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてでございます。
- (平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明)

最後に、農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてでございます。

(農地等の利用の最適化の推進に関する指針について説明)

以上4点について、委員さんへ意見照会をさせていただきたいと思  
います。ご確認いただきご意見等ございましたら事務局までご連絡  
をお願いいたします。

また、今後の予定でございますが、5月の総会につきましては、5  
月8日火曜日に予定しており、6月の総会につきましては、6月7  
日木曜日を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 他にご意見・ご質問はありませんか。

それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成30  
年度4月の総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前10時45分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押  
印する。

平成30年4月17日

議 長

署名委員

署名委員